

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和4年11月22日（令和4年（行情）諮問第666号）

答申日：令和5年3月23日（令和4年度（行情）答申第666号）

事件名：特定期間の航空幕僚長通達一覧の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「航空幕僚長通達の一覧（2016年1月～2021年6月）、及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる9文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年9月13日付け防官文第15557号より防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（添付資料の内容は省略する。）。
(1) 審査請求書

ア 文書の特定が不十分である。

(ア) 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

(イ) 国が情報公開法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁）と定めている。

(ウ) (ア) 及び (イ) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決

定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙２（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙３（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成２２年度（行情）答申第５３８号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、事前に申し立てる次第である。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める。

平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録されている内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは内閣府情報公開・個人情報保護審査会（原文ママ）の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生

じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

ケ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

(2) 意見書1（略）

(3) 意見書2

意見：文書（9）で不開示とされた機体番号は他の箇所で開示されている。

文書（9）「通達一覧（9）令和3年1月1日～令和3年6月30日」で不開示とされているのは機体番号と思われる。

機体番号については46枚目の空幕監第87号での件名で開示されており、諮問庁の主張には理由がない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和3年9月13日付け防官文第15557号により、法5条1号、3号、4号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年1か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号、4号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することは明示していない。
- (2) 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」及び「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定処分の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号、4号、5号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (6) 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書は、電磁的記録のみを保有しており、紙媒体は保有していない。
- (7) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (8) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」

としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて諮問すべき事項にあたらぬ。

(9) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年11月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月15日 審議
- ④ 同月23日 審査請求人から意見書1を收受
- ⑤ 令和5年1月16日 審査請求人から意見書2を收受
- ⑥ 同年2月16日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑦ 同年3月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定した上で、その一部を法5条1号、3号、4号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、文書の追加特定並びに不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書については表計算ソフトを用いて電磁的記録として作成し、管理しているものである。

イ 本件対象文書は、発簡した文書に関する情報を順次記入することにより作成される表形式の文書であり、これにより発簡された通達を一覧表示していることから、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は作成しておらず、行政文書ファイル内には本件対象文書以外の文書は保管されていない。

ウ 本件開示請求及び本件審査請求を受け、念のため関係部局を探索したが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会において、諮問書に添付された本件対象文書の写しを確認したところ、本件対象文書は、いずれも、発簡した文書の発簡番号、文書

日付及び件名の情報を記入する欄が設けられた、発簡文書1件につき1行の表形式の文書であり、既に発簡された文書に関する情報が順次記入されて一覧になっているものであることが認められ、表計算ソフトを用いて電磁的記録として作成し、行政文書ファイル内には本件対象文書以外の文書は保管されていない旨の諮問序の上記(1)の説明に不自然、不合理な点は認められない。

- (3) このような本件対象文書の作成方法に加え、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情は存在しないことからすれば、防衛省において、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 個人に関する情報

別表の番号17欄に掲げる不開示部分は、原処分で開示されている文書日付等他の情報と照合することにより当該個人を識別し得る情報が記載されているものと認められる。したがって、当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地はないため、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 自衛隊の態勢、能力等に関する情報

別表の番号1, 3, 4, 6, 7, 9ないし14, 16, 19, 20, 22, 23, 25ないし28及び30ないし32欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の情報収集・警戒監視、訓練内容、部隊の運用、情報保全、特定の機体等に関する情報が記載されているものと認められる。

原処分で文書日付が開示されていることを踏まえると、当該部分を公にすることにより、各時点における自衛隊の情報収集・警戒監視に関する態勢・計画、部隊運用態勢、情報保全施策及び通信の運用要領並びに特定の機体の状況等が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 他国に関する情報

別表の番号2, 5, 15, 18及び24欄に掲げる不開示部分には、他国との情報交流等に関する情報が記載されているものと認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、当該他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 捜査に関する情報

別表の番号21欄に掲げる不開示部分には、特定の事案に係る捜査に関する情報が記載されているものと認められる。

原処分で文書日付が開示されていることを踏まえると、当該不開示部分を公にすることにより、特定の事案に関する捜査の状況が推察され、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 自衛隊が支援する事業に関する情報

別表の番号8及び番号29欄に掲げる不開示部分には、自衛隊による自衛隊以外の組織等への協力事業等に関する情報が記載されているものと認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊及び自衛隊が協力した組織等に対して、外部から干渉を受ける等、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、4号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、3号、4号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦、委員 白井玲子、委員 常岡孝好

別紙

- (1) 通達一覧 平成28年 航空幕僚監部
- (2) 通達一覧 平成29年 航空幕僚監部
- (3) 平成30年通達一覧(30. 1. 1～6. 30) 平成30年 航空幕僚監部
- (4) 平成30年通達一覧(30. 7. 1～12. 31) 平成30年 航空幕僚監部
- (5) 通達一覧(31. 1. 1～令和元年6月30日)
- (6) 通達一覧(令和元年7月1日～令和元年12月31日)
- (7) 通達一覧(令和2年1月1日～令和2年6月30日)
- (8) 通達一覧(令和2年7月1日～令和2年12月31日)
- (9) 通達一覧(令和3年1月1日～令和3年6月30日)

別表（不開示とした部分及び不開示とした理由）

番号	本件対象 文書	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書1	5 1 枚目ないし 5 5 枚目	空幕通第 4 8 号，空幕通第 7 0 号，空幕通第 9 9 号，空幕通第 1 0 0 号，空幕通第 1 0 9 号，空幕通第 1 6 3 号，空幕通第 2 2 0 号，空幕通第 2 2 7 号，空幕通第 2 5 6 号，空幕通第 2 5 8 号，空幕通第 2 7 7 号及び空幕通第 2 8 6 号のそれぞれの件名	自衛隊の通信の保全に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の通信の保全要領が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2		6 4 枚目，6 6 枚目及び 6 7 枚目	空幕情第 1 1 7 号，空幕情第 1 0 6 7 号及び空幕通第 1 4 0 1 号の件名のそれぞれ一部	他国に関する情報であり，これを公にすることにより，我が国と当該他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
3		6 4 枚目	空幕情第 3 0 2 号及び空幕通第 4 8 3 号の件名のそれぞれ一部	自衛隊の情報収集に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の情報収集の要領が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，

				ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
4		79枚目	空幕整第848号の件名	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、サミットの警備状況が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
5	文書2	46枚目及び66枚目	空幕防第144号の件名並びに空幕情第1192号の件名の一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
6		49枚目ないし54枚目	空幕通第17号、空幕通第35号、空幕通第66号、空幕通第69号、空幕通第155号、空幕通第197号、空幕通第200号、空幕通第205号、空幕通第214号、空幕通第238	自衛隊の通信の保全に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の通信の保全要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

			号，空幕通第 242号及び 空幕通第29 5号のそれぞ れの件名並び に空幕通第2 01号の件名 の一部	
7		51枚目	空幕通第13 4号及び空幕 通第141号 の件名のそれ ぞれ一部	自衛隊の通信システム に関する情報であり， これを公にすることによ り，自衛隊の通信要 領等が推察され，自衛 隊の任務の効果的な遂 行に支障を及ぼし，ひ いては我が国の安全が 害されるおそれがある ことから，法5条3号 に該当するため不開示 とした。
8		62枚目	空幕運第54 2号の件名の 一部	自衛隊が支援する事業 に関する情報であり， これを公にすることによ り，外部から干渉等 の影響を受ける等，当 該事業の適正な遂行に 支障を及ぼすおそれ があることから，法5条 6号柱書きに該当する ため不開示とした。
9		63枚目な いし65枚 目	空幕情第21 2号，空幕情 第521号， 空幕情第67 6号及び空幕 情第985号 の件名のそれ	航空自衛隊の情報収集 に関する情報であり， これを公にすることによ り，自衛隊の情報収 集の要領が推察され， 自衛隊の任務の効果的 な遂行に支障を及ぼ

			ぞれ一部	し、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
10	文書3	29枚目及び30枚目	空幕通第72号、空幕通第108号及び空幕通第148号のそれぞれの件名	自衛隊の通信の保全に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の通信の保全要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
11		35枚目	空幕情第240号の件名の一部	航空自衛隊の情報収集に関する情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の情報収集の要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
12	文書4	26枚目及び27枚目	空幕通第227号、空幕通第255号、空幕通第296号、空幕通第297号及び空幕通第307号のそれ	航空自衛隊の通信の保全に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の通信の保全要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国

			それぞれの件名	の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
13		42枚目	空幕察第117号の件名の一部	特定の機体に関する情報であり、これを公にすることにより、機体固有の損傷状況が判明し、自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
14	文書5	28枚目及び29枚目	空幕通第12号、空幕通第67号及び空幕通第84号の件名並びに空幕通第25号の件名の一部	自衛隊の通信運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の通信要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
15		28枚目	空幕通第47号の件名	他国の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、関係国との信頼が損なわれ、関係国と相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を生じさせるおそれがある

				ることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
16		33枚目	空幕運第61号の件名	防衛省・自衛隊の行動，運用及び教育・訓練に係る情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
17		47枚目	空幕法第20号の件名	個人に関する情報であり，特定の個人を識別され，又は特定の個人を識別することはできないが，これを公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあることから，法5条1号に該当するため不開示としました。
18	文書6	23枚目及び24枚目	空幕防第93号及び空幕装体第53号のそれぞれの件名	他国に関する情報であり，これを公にすることにより，他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
19		25枚目ないし27枚	空幕通第43号，空幕通第	自衛隊の通信運用に関する情報であり，これ

		目	54号, 空幕通第91号, 空幕通第107号, 空幕通第108号, 空幕通第109号, 空幕通第110号, 空幕通第111号, 空幕通第113号, 空幕通第142号, 空幕通第159号, 空幕通第173号, 空幕通第181号, 空幕通第183号, 空幕通第188号, 空幕通第193号及び空幕通第194号のそれぞれの件名	を公にすることにより, 自衛隊の通信要領が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
20		30枚目	空幕運第183号の件名	防衛省・自衛隊の行動, 運用及び教育・訓練に係る情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領, 能力及び練度が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当する

				ため不開示とした。
2 1		4 4 枚目	空幕法第 3 0 号の件名	捜査に関する情報であり、これを公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 4 号に該当するため不開示とした。
2 2	文書 7	2 6 枚目	空幕防第 5 5 号の件名	防衛省・自衛隊の行動、運用及び教育・訓練に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の連用要領、能力及び練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、国の機関の内部における検討に関する情報であり、これを公にすることにより、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、法 5 条 3 号及び 5 号に該当するため不開示とした。
2 3		2 8 枚目ないし 3 0 枚目	空幕通第 1 号、空幕通第 1 5 号、空幕通第 1 7 号、空幕通第 2 0 号、空幕通第 3 6 号、空幕通第 4 5 号、	自衛隊の通信運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の通信要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害す

			空幕通第 6 7 号, 空幕通第 1 1 0 号, 空幕通第 1 4 6 号及び空幕通第 1 6 0 号のそれぞれの件名	るおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2 4		3 4 枚目	空幕情第 1 8 7 号の件名の一部	他国に関する情報であり, これを公にすることにより, 他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2 5		4 6 枚目	空幕察第 3 号の件名の一部	航空自衛隊の運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2 6	文書 8	2 6 枚目	空幕防第 1 4 7 号の件名	航空自衛隊の運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の態勢が推察され, 航空自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに, 自衛隊の内部の検討に関する情報であり, これを公にするこ

				とにより，意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから，法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。
27		28枚目ないし30枚目	空幕通第189号，空幕通第198号，空幕通第211号，空幕通第227号，空幕通第237号，空幕通第270号，空幕通第271号，空幕通第292号，空幕通第313号，空幕通第327号，空幕通第333号，空幕通第337号及び空幕通第343号のそれぞれの件名	自衛隊の通信運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の通信要領が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
28		28枚目	空幕通第242号の件名の一部	
29		32枚目	空幕運第333号，空幕運第384号及び空幕運第393号のそれぞれの件名	航空自衛隊が支援する事業に関する情報であり，これを公にすることにより，外部から干渉等の影響を受ける等，当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすお

				それがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
30	文書9	41枚目	空幕整第366号の件名の一部	特定の機体に関する情報であり、これを公にすることにより、機体固有の要領が推察され、航空自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
31		44枚目	空幕監第21号及び空幕監第23号のそれぞれの件名の一部	
32		46枚目	空幕監第88号の件名の一部	